

# 再生可能エネルギー固定価格買取制度における 平成 27 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

平成 27 年 3 月 11 日  
日本商工会議所

国産エネルギー源の確保、地球温暖化問題への対応等の観点から、わが国は持続的に再生可能エネルギーの導入促進を図っていく必要があり、固定価格買取制度はそのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を占める中小企業や低所得者層を含め幅広く且つ長期にわたって国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

制度導入 3 年目の今年度の賦課金総額は、再生可能エネルギーの設備認定が、買取価格が高く設置が容易な太陽光に偏っていることにより、既に約 6,500 億円（単価 0.75 円/kWh）に達しており、原発稼働停止の長期化に伴う電気料金値上げに苦しむ中小企業にとって、賦課金負担は極めて重いものとなっている。加えて設備認定の状況から、今後も急激、大幅に賦課金負担が増大することが確実な状況となっている（注 1）。

日本商工会議所が 26 年 11 月から 12 月にかけて実施した調査結果によると、電力コストの更なる上昇の負担限界を「1 円/kWh」とする回答が 3 分の 2 を超えており（注 2）、中小企業、とりわけ電力多消費の中小企業による電力コスト負担に限界が近づいていることを示している。

日本商工会議所では本制度開始以来、繰り返し制度見直しに関する意見を表明してきたが（注 3）、残念ながら状況は改善されていない。現状のままでは、中小企業をはじめとする電力ユーザーにとって国民負担が想定外に増大する一方で、負担に見合う効果が得られない可能性が極めて高い。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記の通り意見を提出する。

## 記

### 1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを行うべきである。特に、再生可能エネルギー源の中で突出して認定されている出力 10kW 以上の太陽光については、抜本的な見直しが必要である。

#### **(1) 適正コストの算定方法の見直し**

平成 24 年度、25 年度、26 年度と同様に、今回提示された買取価格も、再生可能エネルギー発電事業者が報告徴収制度に基づき提出したコストデータを基に算定している。このコストデータはあくまで過去の実績であり、次年度の調達価格を決定する際に参考とするデータとしては、過去の実績の推移を基に

導き出される将来時点の想定コストを使うべきである。

また、発電事業者からの報告内容をそのまま利用するだけであれば、事業者やメーカーのコスト低減インセンティブは働かず、再生可能エネルギー関連技術の発展も見込めない。コスト低減および技術開発を促す方策として、最も競争力のあった価格をターゲットに据えるべきである。

## **(2) 国際価格との乖離**

調達価格等算定委員会が示した平成 27 年度調達価格（案）は、ドイツと比較した場合、太陽光で 2 倍前後に達しており、未だ国際価格と乖離している。そのため国際価格との乖離を縮小し、調達価格を引き下げるべきである。

## **(3) 国民負担の増大**

再生可能エネルギー特別措置法が成立する前の関係審議会や国会での審議の中で、政府は、固定価格買取制度の施行後 10 年の間に、賦課金が最大限上昇した場合でも、0.5 円を上回らないようにすると説明してきた。しかし、26 年度における賦課金単価は 0.75 円/kWh とその水準を既に超えており、今後も急激、大幅な上昇が見込まれる状況である。そのため、調達価格を引き下げ、賦課金の上昇を可能な限り抑制する必要がある。

## **(4) バランスの取れた再生可能エネルギー源の導入促進**

出力 10kW 以上の太陽光への認定の偏重は、国民負担の増大を招くばかりではなく、系統接続可能量を先取りしてしまうため、より安価で安定的な再生可能エネルギーの導入を阻害する状況が生じている。また、出力が天候に左右され不安定な太陽光の大量導入は安定的な電力供給体制を毀損する可能性が高い。さらに、太陽光が発電できない時間帯は主として火力発電に頼らざるを得ず、コストが更に嵩むのに加えて温室効果ガスの排出量も増加する。

太陽光への偏重の流れを断ち切るためには、特に認定量が突出している出力 10kW 以上の非住宅太陽光について、調達価格を大幅に引き下げるべきである。

## **(5) 内部収益率の引き下げ**

調達価格には、再生可能エネルギー発電事業者が申告したコストデータの実績に、「適正な利潤」として再生可能エネルギー源毎に内部収益率が上乘せされている。国民負担抑制の観点から、調達価格算定時に利用する内部収益率を引き下げるべきである。

## **(6) 技術革新の阻害**

過度に高い調達価格を続けた場合、コストダウンや電力供給安定化に向けた事業者の技術革新の努力を行う意欲を減退させ、国民負担も高止まりする可能性が高い。事業者のコストダウンや技術開発への努力を誘発するため、調達価格を引き下げるべきである。

## **(7) 「供給量勘案上乘せ措置」について**

太陽光への偏重を是正し、コストが安価で出力が安定的な再生可能エネルギー

一源の導入促進に繋がる措置として、太陽光以外の再生可能エネルギー源に対して「供給量勘案上乘せ措置」が提案されている。

しかし、太陽光以外の再生可能エネルギーの導入状況を鑑みると、3年間の「利潤配慮期間」の設定は、再生可能エネルギーのバランスの取れた導入促進に効果があったとは言えず、「供給量勘案上乘せ措置」の効果にも疑問を持たざるを得ない。導入が進んでいない地熱や風力など太陽光以外の再生可能エネルギー源の導入促進のためには、買取価格の設定ではなく、より総合的、抜本的な対策を検討する必要がある。

また、「供給量勘案上乘せ措置」の適用期限について、調達価格等算定委員会の意見（案）には「今後の導入状況を踏まえて見極める」とのみ記載されており、導入量の検証やそれに基づく措置継続の必要性の議論をどの程度の頻度で行うか等が明確にされていない。そのため、同措置については、対象となっている再生可能エネルギーの導入状況を少なくとも1年に1回検証し、同措置の必要性等についてゼロベースで議論を行うことが必要である。

## **2. 調達価格等の改定頻度の見直し**

再生可能エネルギー特別措置法第三条第一項の規定に基づき、調達価格等の改定を半期ごとに行うべきである。

## **3. 国民負担の妥当性（適切な情報開示）**

固定価格買取制度は幅広く且つ長期にわたる国民負担を伴う仕組みであり、負担者である電力ユーザーたる国民に対し、国民負担の程度や効果等について分かりやすい説明を行うことが欠かせない。しかも、賦課金負担は非住宅太陽光の大量認定によって、今後も急激、大幅な上昇が確実な状況となっている。

そのため、調達価格の決定にあたっては、速やかに賦課金負担の見通しを試算し、調達価格と合わせて国民に分かりやすく提示することが必要である。また、国民が負担した賦課金の使途を明確にして制度の透明性を高めるために、賦課金を収受した企業名やその金額等の情報を公開するべきである。

加えて、新たな送電網の整備や地域連系線の増強、火力など調整電源の確保等の費用を含めた再生可能エネルギー普及促進のために必要なコストの総額や導入の見通し、温室効果ガス排出削減効果等について、国民に対して幅広く十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を論理的に分かりやすく説明すべきである。

## **4. 調達価格等算定委員会における幅広い関係者による議論**

調達価格等算定委員会の委員として、企業数および雇用の両面で日本経済を支える中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。

また、再生可能エネルギー特別措置法第三十六条（資料の提出その他の協力）を踏まえ、幅広く関係者、専門家による資料提出や意見の開陳等による協力を求めるべきである。

## **5. 固定価格買取制度の抜本的見直し**

26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、「再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組み合

わせを構築」する必要性を述べている。再生可能エネルギーの最大の利用の促進と国民負担の抑制を最適な形で両立するためには、再生可能エネルギー電源毎の適切な割合、導入量、国民負担額等をコントロールする必要がある。

しかしながら、固定価格買取制度は導入される再生可能エネルギーの種別、量、設置地域、時期等について、今後策定されるエネルギーミックスの将来像や国民負担の抑制の観点とは関係なく、利潤を目的とする事業者の判断によって無計画に進めていく仕組みである。本制度は既に非住宅太陽光の大量認定によって制御の難しい状態に陥っている。

そのため、ドイツやスペイン等の事例を教訓として、早急に固定価格買取制度の抜本的見直しに着手し、非住宅太陽光に著しく偏った導入状況の是正、送電網の整備や連系線の拡充、調整電源の確保等の費用を含めた総合的な国民負担の抑制、技術開発やコスト低減の促進等を図りながら、安価で安定的な再生可能エネルギーの計画的な導入推進を図る枠組みを再構築するべきである。

特に、国民負担増大に一刻も早く歯止めをかけるため、早急に賦課金額の上限を設定し、その範囲内で導入可能量についても上限を決め、その範囲内でより安価で安定的な出力が可能な再生可能エネルギーの導入を進めていくべきである。

また、非住宅太陽光については、既に認定した案件についても、調達価格の引き下げ等を可能とすべきである。

以 上

---

(注1) 公表データをもとに固定価格買取制度の賦課金見通しを試算した「太陽光発電・風力発電の大量導入による固定価格買取制度(FIT)の賦課金見通し」(朝野賢司(電力中央研究所・社会経済研究所,<http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/discussion/14009.html>, 2015年2月17日)によれば、2014年度に固定価格買取制度による設備認定が廃止されるという極端な想定を置いた“最低ケース”でも、2015年度に賦課金総額は1兆円、賦課金単価は1円/kWhを超え、ピーク時には2.6兆円(2.96円/kWh)、累積53兆円になると試算している。

(注2) 「電力コスト上昇の負担限界に関する全国調査」(日本商工会議所,<http://www.jcci.or.jp/news/2015/0122181729.html>, 2015年1月22日)では、回答企業に電力使用量、電力料金を確認いただいた上で電力コスト上昇の許容額を調査した。その結果「現時点の単価も受け入れられない」を含む「1円/kWh未満」とする回答が57%、「1円/kWh」とする回答が10.2%、合計で67.2%を占める。同調査において電力コスト上昇への対応策を聞いたところ、「人員・人件費の削減」を挙げる回答が56.5%と最も多く、次いで36.3%が「設備投資等の縮小・抑制」を挙げている。

(注3) 日本商工会議所では平成24年度以降、次年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対応して意見を提出している。

(平成24年度) <http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2012/0601144013.html>

(平成25年度) <http://www.jcci.or.jp/recommend/2013/0325105758.html>

(平成26年度) <http://www.jcci.or.jp/news/2014/0320095615.html>

その他、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会第6回新エネルギー小委員会(2014年11月5日)での意見陳述([http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene\\_shinene/shin\\_ene/pdf/006\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/pdf/006_04_00.pdf))等で制度見直しに関する意見を表明している。